

議第八号議案

県議会議員の議員報酬等支給条例の一部を改正する条例

県議会議員の議員報酬等支給条例（昭和二十六年群馬県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「離れた」の下に「（以下「退職等をした」という。）」を加える。

第三条の二第一項に次の一号を加える。

三 次条第一項に規定する身体の拘束（該当日後に当該身体の拘束を受けた場合を除く。）

第三条の二の次に次の二条を加える。

第三条の三 第二条及び第三条の規定にかかわらず、議員が被疑者又は被告人として、逮捕、勾留その他の身体の拘束を受けたときは、当該身体の拘束を受けた日から身体の拘束を解かれた日までの期間（以下「拘束期間」という。）に係る議員報酬の支給を停止する。ただし、拘束期間の始期が議員報酬の支給日の直前であることその他の理由により当該支給を停止することができない月の議員報酬については、この限りでない。

2 前項の規定により支給を停止する議員報酬の額は、拘束期間の属する月の現日数（月の初日から末日までの間において議員の職に就いていない期間があるときは、当該議員の職に就いていない期間の日数を現日数から差し引いた日数）を基礎として、当該各月における拘束期間の日数に応じて日割りにより計算して得た額とする。

3 第一項の規定による議員報酬の支給の停止（以下「支給停止」という。）は、当該支給停止に係る行為に関し次の各号のいずれかに該当する場合にこれを解除する。

- 一 公訴を提起しない処分があつた場合
- 二 無罪、免訴又は公訴棄却の判決が確定した場合

第三条の四 第二条及び第三条の規定にかかわらず、議員が次の各号のいずれかに該

当する場合には、それぞれ当該各号に定める期間に係る議員報酬は支給しない。

- 一 有罪の判決が確定した場合 拘束期間
- 二 刑の執行として刑事施設に拘置された場合 当該刑事施設に拘置された期間
- 三 罰金又は科料の言渡しを受け、これを完納しないことにより労役場に留置された場合 当該労役場に留置された期間

2 前項の規定により支給しないこととする議員報酬の額は、同項各号に定める期間（以下「拘束期間等」という。）の属する月の現日数（月の初日から末日までの間において議員の職に就いていない期間があるときは、当該議員の職に就いていない期間の日数を現日数から差し引いた日数）を基礎として、当該各月における拘束期間等の日数に応じて日割りにより計算して得た額とする。

3 前二項の規定により支給しないこととする議員報酬のうち既に支給されたものがあるときは、議員は、これを返納しなければならない。

第四条第二項中「別表にかかげる」を「別表第二に掲げる」に改める。

第七条第一項に後段として次のように加える。

基準日前一月以内に退職等をした議員についても同様とする。

第七条第二項中「基準日現在」の下に「（退職等をした議員にあつては、退職等をした日現在）」を加える。

第八条の次に次の二条を加える。

第八条の二 第七条の規定にかかわらず、議員（基準日前一月以内に退職等をした議員を含む。次条第一項において同じ。）に基準日以前六月以内の期間において拘束期間があるときは、当該拘束期間に係る期末手当の支給を停止する。

2 前項の規定により支給を停止する期末手当の額は、各基準日に係る期末手当のうち、当該基準日以前六月の期間の現日数（当該基準日以前六月の期間の初日から末日までの間において議員の職に就いていない期間があるときは、当該議員の職に就いていない期間の日数を現日数から差し引いた日数）を基礎として、当該基準日以前六月以内の期間における拘束期間の日数に応じて日割りにより計算して得た額とする。

3 第三条の三第三項の規定は、期末手当の支給の停止の解除について準用する。この場合において、同項中「議員報酬」とあるのは「期末手当」と読み替えるもの

とする。

第八条の三 第七条の規定にかかわらず、議員が、第三条の四第一項各号のいずれかに該当する場合には、拘束期間等に係る期末手当を支給しない。

2 前項の規定により支給しないこととする期末手当の額は、拘束期間等の属する基準日以前六月の期間の現日数（当該基準日以前六月の期間の初日から末日までの間において議員の職に就いていない期間があるときは、当該議員の職に就いていない期間の日数を現日数から差し引いた日数）を基礎として、当該基準日以前六月以内の期間における拘束期間等の日数に応じて日割りにより計算して得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 議員の逮捕等により身体が拘束された場合における議員報酬等の取扱いを定めようとするものである。